明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三四六）　一
〔公　告〕
諸事項　七
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
西日本高速道路株式会社工事開始変更関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告　三六

告示

○厚生労働省告示第三百四十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分に残留するエプリノメクチンの量の限度並びにレタスに残留するカズサホスの量の限度並びにライ麦、そば、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、かぶ類の葉、アーティチョーク、たまねぎ、にんにく、アスパラガス、その他のゆり科野菜、セロリ、みつば、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、みかん、りんご、マルメロ、びわ、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、カカオ豆、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するチアメトキサムの量の限度並びにクレソン、その他のあぶらな科野菜、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、パセリ、セロリ、その他のせり科野菜、ほうれんそう、その他の野菜及びトマトペーストに残留するフロニカミドの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

厚生労働大臣　舛添　要一

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の⑴の表のエプリノメクチンの項を次のように改める。

エプリノメクチン	
牛の筋肉	0.1ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1ppm
牛の脂肪	0.25ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1ppm
牛の肝臓	2 ppm
その他陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3ppm
牛の腎臓	0.3ppm
その他陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3ppm
牛の食用部分	2 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3ppm
乳	0.02ppm